

新制度における1号認定利用者負担額(案)【平成26年度ベース】

【1】料金表A(国基準から補助金1200円を引いた場合)

93.3% (単位:円)

階層区分	国基準	利用者負担			国基準比	
		第1子	第2子	第3子以降		
①生活保護世帯	0	0	0	0	100.0%	
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	ひとり親、 障がい世帯等	0	0	0	100.0%	
	その他の世帯	9,100	7,900	3,900	0	86.8%
③市民税所得割課税額77,100円以下	ひとり親、 障がい世帯等	15,100	13,900	6,900	0	92.1%
	その他の世帯	16,100	14,900	7,400	0	92.5%
④市民税所得割課税額211,200円以下	20,500	19,300	9,600	0	94.1%	
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	25,700	24,500	12,200	0	95.3%	

【2】料金表B(国基準の70%)

69.7% (単位:円)

階層区分	国基準	利用者負担			国基準比	
		第1子	第2子	第3子以降		
①生活保護世帯	0	0	0	0	100.0%	
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	ひとり親、 障がい世帯等	0	0	0	100.0%	
	その他の世帯	9,100	6,400	3,200	0	70.3%
③市民税所得割課税額77,100円以下	ひとり親、 障がい世帯等	15,100	10,200	5,100	0	67.5%
	その他の世帯	16,100	11,200	5,600	0	69.6%
④市民税所得割課税額211,200円以下	20,500	14,400	7,200	0	70.2%	
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	25,700	18,000	9,000	0	70.0%	

【3】料金表C(同階層で2号認定の保育料を超えない設定)

84.8% (単位:円)

階層区分	国基準	利用者負担			国基準比	
		第1子	第2子	第3子以降		
①生活保護世帯	0	0	0	0	100.0%	
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	ひとり親、 障がい世帯等	0	0	0	100.0%	
	その他の世帯	9,100	1,500	700	0	16.5%
③市民税所得割課税額77,100円以下	ひとり親、 障がい世帯等	15,100	13,000	6,500	0	86.1%
	その他の世帯	16,100	14,000	7,000	0	87.0%
④市民税所得割課税額211,200円以下	20,500	18,000	9,000	0	87.8%	
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	25,700	23,000	11,000	0	89.5%	

【4】料金表D(現行料金を2万円に設定し、保護者負担を階層ごとに同レベルにする場合)

71.4% (単位:円)

階層区分	国基準	利用者負担			国基準比	
		第1子	第2子	第3子以降		
①生活保護世帯	0	0	0	0	100.0%	
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	ひとり親、 障がい世帯等	0	0	0	100.0%	
	その他の世帯	9,100	3,400	1,700	0	37.4%
③市民税所得割課税額77,100円以下	ひとり親、 障がい世帯等	15,100	9,400	4,700	0	62.3%
	その他の世帯	16,100	10,400	5,200	0	64.6%
④市民税所得割課税額211,200円以下	20,500	14,800	7,400	0	72.2%	
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	25,700	20,000	10,000	0	77.8%	